

## 湖沼法見直しへ新事業 環境省



環境省は2010年度から、湖沼水質保全特別措置法の見直しに向け、同保全施策の枠組みを再構築するための事業を新たに実施します。3年計画で地域住民の望む湖沼像を反映した環境基準の検討や、事業者用浄化槽の構造指針の策定などを行うもので、同省では来年度予算に3千万円を要求しています。また、指定湖沼の水質改善の根拠法である湖沼法は2011年度に見直し、その結果に基づき必要な措置を講ずることが同法の附則に規定されています。

現在、湖沼の水質環境基準の達成率については、河川90%、海域79%に比較して、50%と低い状態であり、水質改善が進んでいる湖沼についても、異臭味がある藻類が異常繁茂するなど、水利用上の課題が多いのが現状です。そこで、今後の湖沼水質保全については、実感しやすい水質指標の検討や、地域住民が望む湖沼像を反映した環境基準の設定を行い、施策の枠組みの再構築が必要とされています。同省では、この施策の効果として、湖沼特性に応じた水環境保全施策の推進により、湖沼の水質基準の達成率の向上を図るとともに、国民に快適な湖沼水環境を提供するとしています。

当社では、水質総量規制項目の他、生活環境項目を中心とした水質分析についても多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009年9月16日付 環境省 HP  
2009年9月16日付 環境新聞  
2009年9月28日付 環境 gooHP

水質分析箇所 清水いより